

「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメント	金融庁の考え方	提出者
	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－３－６ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ－５－４－３		提出者
1	再建・処理計画の策定等はリスク管理というよりは、金融システム上の危機管理なので、危機管理の項目か別項目として記載した方がよいのではないかと。	金融機関により策定される再建計画は、当該金融機関におけるリスク管理の一部として位置づけられるべきものであることから、リスク管理に関する項目として記載しております。	個人
2	主要行等向けの監督指針の項目の改正箇所としては、リスク管理よりは3-6業務継続体制(BCM)の3-6-7として追記するか3-7として追記した方がよいのではないかと。	同上	個人